

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 A・S・P
大阪府大阪市中央区内本町2-4-10-107

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 7 年 9 月 4 日～令和 7 年 11 月 3 日（2ヵ月）

近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

3 指名停止理由

株式会社A・S・Pは、令和7年3月31日付けで建設業許可部局（大阪府）より以下の事由を原因として建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分（22日間）を受けた。
(1)監理技術者の不設置
(2)施工体制台帳等の不作成等
(3)一括下請負
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件
別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内